

担当課名	クリーンセンター
案件名	接触塔前煙道伸縮継手更新
案件の概要	接触塔前煙道伸縮継手の更新を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和 5 年 9 月 8 日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	3,300,000 円（うち消費税 300,000 円）
契約期間	契約を行った日～令和 6 年 3 月 29 日
随意契約とした理由	<p>本業務は、接触塔前煙道伸縮継手の更新を実施するものである。</p> <p>煙道は焼却炉から煙突まで導く排気ガスの通り道であり、伸縮継手は熱による膨張・収縮に対応するために使用されており、劣化が著しい。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その更新には施設に精通した者による実施でなければならない。また、市民生活に影響が出ないよう、焼却炉の稼働を行いながら更新を進めていく必要があり、安全性についても十分な配慮が必要となる。作業員と施設運転管理者とで綿密な打合せを行い、細心の注意を払いながら更新を進めていく必要があることから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており更新実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に該当）</p>